

(お知らせ)

令和 2 年 8 月 7 日
防 衛 省

小型無人機等飛行禁止法に基づく対象防衛関係施設の指定について

重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成 28 年法律第 9 号）第 6 条第 1 項及び第 2 項並びに第 4 項の規定に基づき、対象防衛関係施設及び当該対象防衛関係施設の敷地又は区域並びに当該対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域を指定する旨告示しました。

一定の周知期間を経過した後、これらの対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の上空における小型無人機等の飛行は原則禁止されることとなります。小型無人機等の飛行を行おうとする場合には施設管理者の同意を得る等所定の手続が必要となります。

詳細は防衛省ホームページを御参照ください。

(参考) 対象防衛関係施設として新たに指定される 29 施設・区域

(1) 自衛隊施設

- | | |
|---------------|--------------|
| ・ 陸上自衛隊旭川駐屯地 | ・ 航空自衛隊三沢基地 |
| ・ 陸上自衛隊帯広駐屯地 | ・ 航空自衛隊百里基地 |
| ・ 陸上自衛隊神町駐屯地 | ・ 航空自衛隊浜松基地 |
| ・ 陸上自衛隊相馬原駐屯地 | ・ 航空自衛隊小松基地 |
| ・ 海上自衛隊大村航空基地 | ・ 航空自衛隊築城基地 |
| ・ 海上自衛隊岩国航空基地 | ・ 航空自衛隊新田原基地 |
| ・ 航空自衛隊千歳基地 | ・ 航空自衛隊那覇基地 |

(2) 在日米軍施設・区域

- | | |
|-----------|-------------|
| ・ 三沢飛行場 | ・ 佐世保海軍施設 |
| ・ 車力通信所 | ・ 立神港区 |
| ・ 横田飛行場 | ・ キャンプ・シュワブ |
| ・ キャンプ座間 | ・ キャンプ・ハンセン |
| ・ 厚木海軍飛行場 | ・ 嘉手納飛行場 |
| ・ 横須賀海軍施設 | ・ キャンプ瑞慶覧 |
| ・ 経ヶ岬通信所 | ・ 普天間飛行場 |
| ・ 岩国飛行場 | |